

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 福祉部保険年金課	番号 17
許 認 可 等 の 内 容		東日本大震災被災者に係る保険料の減免の承認	
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市国民健康保険条例附則第 6 条	
審 査 基 準	関 係 条 項	茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則附則第 3 項	
	基 準 (未設定の場合は その理由)	東日本大震災被災者に係る国民健康保険料減免取扱基準（別紙のとおり）	
	参 考 事 項	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について（令和 8 年 2 月 2 5 日事務連絡）	
	設定等年月日	平成 2 7 年 7 月 1 日設定（令和 8 年 7 月 1 日最終変更）	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 1 4 日（休日は含まない。）	
	設定等年月日	平成 2 7 年 7 月 1 日設定	